

愛知、昭 48 不 15、昭 49. 4. 13

命 令 書

申 立 人 総評全国金属労働組合愛知地方本部日本サーキット工業支部

被申立人 日本サーキット工業株式会社

主 文

被申立人は、申立人の要求する A₁ の解雇に関する事項について、申立人との団体交渉に応じなければならない。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人総評全国金属労働組合愛知地方本部日本サーキット工業支部（以下「申立人組合」という。）は、昭和 45 年 7 月被申立人の従業員 130 名で結成された労働組合であるが、その後、多数の組合員が脱退したため、本件結審時の組合員は 17 名である。
- (2) 被申立人日本サーキット工業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、電気器機用プリント配線板の製造販売を営む資本金 1 億円、従業員約 180 名の会社である。
- (3) 会社には申立人組合のほかに日本サーキット工業労働組合（以下「第二組合」という。）がある。第二組合は、昭和 45 年 10 月申立人組合を脱退した会社の従業員が中心となって結成した労働組合で、組合員は約 80 名である。

2 団体交渉に関する和解協定

申立人組合は、昭和 45 年 11 月 10 日第二組合結成にからむ支配介入の排除を、昭和 46 年 11 月 9 日申立人組合執行委員長の配転にかかる団体交渉の応諾をそれぞれ求めて、当地方労働委員会に不当労働行為救済の申立（愛労委昭和 45 年（不）第 24 号事件、同 46 年（不）第 9 号事件）を行った。

両事件は、昭和 47 年 9 月 19 日申立人組合と会社の間で「早急に団体交渉に関するルールを協定し、労使間の諸問題は、つとめてこのルールに従って団体交渉を行い、双方円満な解決に誠意をつくすこと。団体交渉のルールの設定にあたっては相互の立場を尊重し、かつ前向きな姿勢をもって努力すること。」を含む 10 項目にわたる協定が成立し、同年 10 月 5 日取り下げられた。

3 傷害事件とその措置

(1) 昭和 48 年 5 月 24 日午後 1 時 20 分頃申立人組合の執行委員 A₁（以下「A₁」という。）が、作業中、ラインの前工程にいる C₁（第二組合員）に製造部品のベークライト製基板（縦約 30 センチ、横約 20 センチ、厚さ約 1.6 ミリ）を投げつけ、全治 5 日間の顔面挫創を負わせる事件が発生した。

(2) 会社は、この事件の処分について就業規則第 51 条にもとづく賞罰委員会（以下「委員会」という。）に諮ることを決定し、多数を占める第二組合に対し申立人組合と相談して従業員代表の賞罰委員 3 名を選出するよう依頼した。しかし、この相談を申立人組合が拒否したので、3 名の賞罰委員はすべて第二組合の組合員から選出された。

7 月 7 日委員会は、全員一致で A₁を就業規則第 48 条第 5 項による諭旨退職（退職願の提出を勧告し、これに応じないときは懲戒解雇とする。）にすることが相当であると会社に答申した。

なお、委員会は、決定に先だち A₁の弁明を求めたところ、同人は傷害の事実を認めたがその原因は休憩時間のとり方にあると陳述した。

(3) 7 月 11 日会社は、A₁の諭旨退職を決定し同日申立人組合に、翌 12 日同人にそれぞれ通知した。その際、会社は、A₁に 7 月 14 日までに退職願を提出するよう指示したが同人がこれに応じなかったため、これを 7 月 18 日まで延期し、退職願を提出しない

場合は懲戒解雇とすることを警告した。しかし、A₁は、この警告をも無視したので7月24日会社は同人を懲戒解雇とした。

一方、7月18日申立人組合は、会社にA₁の処分について同人の始末書（5月26日付）を添付して再審査を申し入れた。そこで会社は委員会を招集したが、委員会はその必要なしという決定を行った。

- (4) 会社は、A₁が解雇後も引き続き出社していたので、名古屋地方裁判所に同人の立入禁止の仮処分の申請（名古屋地方裁判所昭和48年（ヨ）第876号事件）を行い、8月7日申請認容の決定を得た。これに対し、8月11日A₁は、起訴命令の申請を行い、会社もこれに応じ立入禁止の本案訴訟を提起（名古屋地方裁判所昭和48年（ワ）第1892号事件）し、同事件は現在係属中である。

4 A₁解雇に関する団体交渉

- (1) 昭和48年6月27日申立人組合は、夏期一時金交渉の席上、A₁の傷害事件について口頭で団体交渉を要求した。しかし、会社は、A₁の処分は会社の専権事項であること、会社の方針がまだ決定していないことを理由にこれを拒否した。
- (2) 7月12日午前8時40分頃会社の事務所で、豊田地区愛労評系労働組合協議会のC₂事務局長（以下「C₂局長」という。）、申立人組合のA₂執行委員長、A₃副執行委員長、A₄書記長等は、会社のB₁常務取締役、B₂人事課長とA₁の処分について交渉した。その際、申立人組合は、本件は休憩時間の取り方に起因し会社にも一半の責任があり、解雇をもって臨むのは不当であるとしてその撤回を要求し、一方、会社は、就業時間中の単なる傷害事件で委員会に諮り十分検討した結果による処分であるから、解雇は撤回できないとの主張を繰り返し、1時間にわたる交渉は対立したまま終わった。
- (3) 同日午後1時20分頃全国金属労働組合愛知地方本部C₃中央執行委員は、申立人組合のA₂執行委員長、A₃副執行委員長、A₄書記長等とともに会社のB₂人事課長に団体交渉の申し入れを行った。これに対し、同課長は、A₁の解雇は会社の専権事項であること、会社の役員が不在であることを理由にこの申し入れを拒否した。

なお、B₂人事課長は、労使問題について従来会社側の窓口として申立人組合と接触

していた。

- (4) 7月16日申立人組合は、会社にA₁の解雇について7月17日に団体交渉を開催することを文書で申し入れるとともに、B₂人事課長に団体交渉を開けるかどうかについて電話で問い合わせた。これに対し、同課長は、団体交渉を開けるかどうかわからないと回答した。

翌17日申立人組合のA₂執行委員長が、B₁常務取締役役に団体交渉の開催について電話で質したところ、同常務は、双方の主張は出尽しこれ以上団体交渉を重ねても進展が期待できないことは7月12日の交渉の経過からみて明らかであるとして、申立人組合の申し入れを拒否した。

- (5) 7月28日申立人組合は、当地方労働委員会にA₁解雇の撤回についてあつせんを申請（愛労委昭和48年（調）第51号事件）した。しかし、会社がこれに応じなかったもので、8月4日あつせんは打ち切りとなった。

第2 判断および法律上の根拠

1 7月12日の交渉

昭和48年7月12日午前の交渉について、申立人組合は、C₂局長がA₁の解雇について会社に説明を求めた際、申立人組合の代表がその席に立ち会ったのみで団体交渉ではないとし、会社は、双方の幹部が出席し十分議論を尽しており団体交渉であると主張する。また、同日午後の交渉について、申立人組合は、全国金属労働組合愛知地方本部C₃中央執行委員及び申立人組合の代表が団体交渉の申し入れを行ったのみで団体交渉ではないとし、会社は、たまたま役員不在のためB₂人事課長が応対したのであるが、実質的には団体交渉であると主張するので、以下これらの点について判断する。

7月12日午前の交渉は、認定した事実4(2)のとおり、双方とも幹部が出席しA₁の解雇について交渉した事実は認められるが、会社から解雇に関する具体的な基準、理由等について申立人組合に説明されておらず、これをもって本件解雇に関する実質的な団体交渉が行われたものと解することはできない。また、同日午後の交渉は、認定した事実4(3)のとおり、申立人組合の幹部は出席しているが、会社はB₂人事課長が出席したのみ

で、同課長は労使関係における会社側の窓口にすぎず、また、会社から特段の委任を受けていたとの疎明がないことなどから、団体交渉と認めることはできない。

2 団体交渉拒否について

申立人組合は、解雇は労働者にとって最も基本的な労働条件であるにもかかわらず、会社がこれを一方的に専権事項であるとし、申立人組合と話し合う必要がないとすることは独断であると主張する。さらに、会社は昭和 47 年 9 月 19 日申立人組合と団体交渉に関する協定を結んでおり、本件に関する会社の態度は同協定を無視した横暴なものであると主張する。これに対し、会社は、A₁の解雇は会社の専権たる懲戒権に属し、団体交渉の対象となり得ないものであるが、7 月 12 日の午前、午後の 2 回にわたり申立人組合と団体交渉を行い、同人の解雇について詳細に説明したが全く意見が対立し、申立人組合の理解が得られなかったのであって、かような経過から、この上団体交渉を重ねても全く無意味であることが明白なので 7 月 17 日の団体交渉を拒否したのでであると主張する。加えて、会社は、A₁が 8 月 11 日名古屋地方裁判所に起訴命令の申請をしたことは、同人が裁判で解雇問題を解決し団体交渉を欲していない証左であると主張するので、以下これらの点について判断する。

解雇は、労働者にとって最も基本的かつ重要な労働条件に属し、申立人組合が、A₁の解雇について団体交渉を要求することは当然である。したがって、会社は、団体交渉を行い、A₁の解雇の理由及び手続について申立人組合に十分納得のいくよう説明すべきである。しかるに、会社が、申立人組合に合理的かつ具体的な説明をなすことなく、会社の専権事項であると主張して団体交渉を拒否したことは、正当な理由ありと認めることはできない。さらに、認定した事実 2 のとおり、会社は、申立人組合と労使間の諸問題については団体交渉を行い、円満な解決に誠意をつくすとの協定を締結しているにもかかわらず、前記 1 で判断したとおり、会社が 1 時間程度の交渉を 1 回開いたのみで申立人組合と団体交渉を行うことは無意味であると独断し、その後の交渉を拒否したことは、正当な理由ありとは認め難い。また、会社は、団体交渉拒否の理由として、A₁が裁判所に起訴命令の申請をしたことを挙げているが、A₁が法律上解雇の効力を争っている

ることと労使間において団体交渉をもつこととは本来別個のものであって、会社の主張は採用できない。

以上判断するに、会社が、A₁の処分についてわずか1時間程度の交渉をもったのみで以後団体交渉を行っても無意味であると独断し、会社の専権事項であると主張して申立人組合の要求を終始拒否し続けたことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であると断ぜざるを得ない。

よって当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和49年4月13日

愛知県地方労働委員会

会長 中 浜 虎 一